

(目的)

第一条 この条例は、県内において業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保及び質の向上に資するため、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」と総称する。）を養成する学校又は養成所（次条第三号に規定する看護師養成施設（修業年限が二年の通信制の課程に限る。）以外のものにあつては、県内のものに限る。以下「養成施設」と総称する。）に在学する者及び看護に関する専門知識を修得するため大学院の修士課程に在学する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(保健師助産師看護師准看護師修学資金)

第二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものの申請により、その者に無利息で保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十九条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定により、知事が指定した保健師養成所（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号。以下「第四次一括法」という。）附則第七条第一項の規定により知事の指定とみなされる第四次一括法第十五条の規定による改正前の法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第二号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた保健師養成所を含む。）（以下「保健師養成施設」という。）に在学している者
- 二 法第二十条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定により、知事が指定した助産師養成所（第四次一括法附則第七条第一項の規定により知事の指定とみなされる旧法第二十条第二号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた助産師養成所を含む。）（以下「助産師養成施設」という。）に在学している者
- 三 法第二十一条第一号若しくは第二号の規定により、文部科学大臣が指定した大学若しくは学校又は同条第三号の規定により、知事が指定した看護師養成所（第四次一括法附則第七条第一項の規定により知事の指定とみなされる旧法第二十一条第三号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成所を含む。）（以下「看護師養成施設」という。）に在学している者（県外の看護師養成施設であつて、修業年限が二年の通信制の課程に在学する者にあつては、県内に住所を有している者又は県内において看護職員の業務に従事している者に限る。）
- 四 法第二十二条第一号の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定により、知事が指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成施設」という。）に在学している者
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に係る修士課程に在学している者であつて看護師の免許を取得しているもの

(修学資金の額)

第三条 修学資金は、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める金額を貸与する。

- 一 保健師養成施設、助産師養成施設又は看護師養成施設に在学している者（次号に該当する者を除く）
 - イ 国立又は公立のもの（独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人が設置するものを含む。以下同じ。） 月額 三万二千元
 - ロ 私立のもの 月額 三万六千元
- 二 看護師養成施設（修業年限が二年の通信制の課程に限る。）に在学している者 月額 二万千元
- 三 准看護師養成施設に在学している者
 - イ 国立又は公立のもの 月額 一万五千元

ロ 私立のもの 月額 二万千円

四 大学院の修士課程に在学している者 月額 八万三千円

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担しなければならない。

(契約の解除等)

第五条 知事は、第二条の規定による契約の相手方（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約を解除する。

一 退学したとき。

二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。

この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由がなく第十二条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第六条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除する。

一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後直ちに規則で定める施設又は町村（以下「第一号施設等」という。）において看護職員の業務に従事し、かつ、当該養成施設卒業後五年間（看護職員が特に不足していると知事が認める地域にあつては、三年間）継続して看護職員の業務に従事したとき。この場合において、第九条第二号又は第十条第三号に掲げる理由により看護職員の業務に従事することができなかつた期間がある場合には、看護職員の業務従事の継続性を中断しないものとする。

二 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者が、大学院の修士課程を修了した日から一年以内に県内の市町村又は規則で定める施設（以下これらを「第二号施設等」という。）において、看護職員の業務に従事し、かつ、当該大学院修士課程修了後五年間継続して看護職員の業務に従事したとき。この場合において、第九条第二号又は第十条第三号に掲げる理由により看護職員の業務に従事することができなかつた期間がある場合には、看護職員の業務従事の継続性を中断しないものとする。

三 前二号に規定する業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなつたとき。

(返還)

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当することとなつた日の属する月の翌月から起算して、第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者については貸与を受けた期間（第五条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（第九条又は第十条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者については十年（第五条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつたときは当該貸与されなかつた期間を除き、第九条又は第十条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは

当該猶予された期間を加える。)以内に返還しなければならない。

- 一 第五条第一項の規定により、契約が解除されたとき。
- 二 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき。
- 三 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、前号の免許取得後直ちに第一号施設等において看護職員の業務に従事しなかつたとき。
- 四 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者が、大学院の修士課程を修了した日から一年以内に第二号施設等において看護職員の業務に従事しなかつたとき。
- 五 第一号施設等又は第二号施設等において看護職員の業務に従事しなくなつたとき。
- 六 前条第三号に掲げる場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障のため業務に従事することができなくなつたとき。

(返還の債務の裁量免除)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、規則で定める期間第一号施設等において看護職員の業務に従事したとき。
- 二 死亡、規則で定める程度以上の災害又は疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(返還の当然猶予)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予する。

- 一 契約を解除された後引き続き当該養成施設又は当該大学院の修士課程に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後さらに他種の看護職員を養成する施設又は当該大学院の修士課程を修了後さらに看護に関する専門知識を修得するため大学院の博士課程において修学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、履行期が到来していない部分に係る修学資金の返還の債務を猶予することができる。

- 一 第三条第一号から第三号までの規定による修学資金の貸与を受けた者が、第一号施設等において看護職員の業務に従事しているとき。
- 二 第三条第四号の規定による修学資金の貸与を受けた者が、第二号施設等において看護職員の業務に従事しているとき。
- 三 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(延滞利息)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を払わなければならない。

(学業成績表等の提出)

第十二条 修学生は、学業成績表及び健康診断書を、毎年知事に提出しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成十八年三月二十八日条例第十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年度以前の入学生で、同年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けたものに係る当該修学資金の返還の債務の免除については、改正後の条例第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月十八日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第六条第一号への規定は平成十八年十月一日から、改正後の同号り及びヌの規定は同年四月一日から適用する。

附 則（平成十九年十二月二十五日条例第七十五号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第十二号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定（「文部科学大臣が指定した」の下に「大学若しくは」を加える部分に限る。）並びに同条第四号及び第六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第三十一号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の規定は、この条例の施行の日以後に履行期が到来する保健師助産師看護師准看護師修学資金（以下「修学資金」という。）の返還の債務について適用し、同日前に履行期が到来した修学資金の返還の債務については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十四号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。